

判決年月日	平成 2 6 年 4 月 1 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10207号		
○名称を「認証代行装置」とする発明について、引用発明から容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、容易想到性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

本件は、原告が、特許庁に対し、名称を「認証代行装置」とする発明（本願発明）について特許出願をしたところ、拒絶査定を受け、これに対して不服の審判を請求し、併せて特許請求の範囲等を補正し、その後、拒絶理由通知を受けたことから、さらに特許請求の範囲等を補正したが（本願発明）、不成立審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

本件審決の理由は、本願発明は、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができない、というものである。

本判決は、大要、以下のとおり判断して、審決には相違点 2 及び 3 に係る容易想到性の判断に誤りがあるとして、これを取り消した。

(1) 引用発明においては、一度 S S O サーバーにログインすれば、クライアント・モジュールは、S S O サーバーにログインしたユーザーがアクセス可能な全てのサーバー／アプリケーションの I D ／パスワードの組合せ、各サーバー／アプリケーションの種類ごとのログイン操作を自動化するスクリプト、及び各サーバー／アプリケーションのリンク先情報を受け取るから、それ以降、S S O サーバーとの通信を行う必要がなく、ログイン操作を自動化するスクリプトを実行することで、シングル・サインオン機能を果たすとの作用効果を奏すると認められる。

しかるに、引用発明について、S S O サーバーが「利用者の情報閲覧手段よりリンク先の指定に関する情報を受信する手段」を有するもの（相違点 2 に係る構成とすること）とした上で、ユーザーがどの「サーバー／アプリケーション」にアクセスしたいかを指定して、その指定された「サーバー／アプリケーション」の「I D ／パスワード」を受け取るように構成を変更することについては、引用発明が本来奏する上記作用効果が失われるものであって、その必要性が認められないから、引用発明における上記構成上の変更は、解決課題の存在等の動機付けなしには容易に想到することができない。しかして、引用例には、引用発明について上記構成上の変更をすることの動機付けとなるような事項が記載又は示唆されていると認めることはできない。

本願発明は、利用者の選択により、利用者の認証情報が登録されているリンク先が指定

され、「利用者の情報閲覧手段よりリンク先の指定に関する情報を受信する手段」（相違点 2 に係る構成）によって、上記利用者によるリンク先の指定情報を受け取った認証代行処理手段が、利用者に代わって当該リンク先の認証処理を代行するものであるから、本願発明と引用発明とは、相違点 2 に係る構成により、作用効果上、格別に相違するものであり、引用発明において、相違点 2 に係る本願発明の構成を採用することは、当業者が適宜なし得る程度のものとは認められない。

(2) 前記(1)のとおり、相違点 2 に係る本件審決の判断には誤りがあるから、相違点 2 に係る判断を前提とした相違点 3 に係る本件審決の判断にも誤りがある。